

一部お客様の電気料金改定のお願い

平成29年11月29日
北陸電力株式会社

当社は、2018年4月1日から、一部のお客様に電気料金の値上げをお願いすることといたしました。値上げをお願いさせていただくことになるお客様には、ご負担をおかけすることになり、誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

当社は、厳しい経営状況を踏まえ、一部お客様の電気料金改定について検討してまいりました。

検討にあたっては、値上げ幅を可能な限り抑制すべく、経営基盤強化委員会にて、聖域を設けず効率化の更なる深掘りを実施し、来年度以降の効率化額については、今年度の340億円を上回る380億円を計画し、これに「更なるコスト低減」50億円を加えた合計430億円のコスト削減を前提といたしました。

この結果、一般家庭(オール電化住宅を除く)および小規模な工場・商店等のお客様が対象となる特定需要部門[※]につきましては、現行の電気料金を維持させていただきます。

高圧以上のお客様および低圧の一部のお客様が対象となる一般需要部門[※]につきましては、値上げ幅を可能な限り抑制いたしましたが、2018年4月1日から、別紙のとおり値上げをお願いさせていただきます。

値上げをお願いさせていただくことになるお客様には、ご負担をおかけすることになり、誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回の電気料金の値上げに伴い、電気最終保障供給約款について、本日経済産業大臣に変更届出を行いました。託送供給等約款については変更いたしません。

※特定需要部門：一般家庭(オール電化住宅を除く)および小規模な工場・商店等のお客様
【契約口数：約169万口(2016年度末時点) 当社全体の約8割】
・低圧で受電されているお客様のうち、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力、農事用電力のお客様

一般需要部門：特定需要部門以外のお客様
【契約口数：約45万口(2016年度末時点) 当社全体の約2割】
・高圧および特別高圧で受電されているお客様
・低圧で受電されているお客様のうち、オール電化住宅向けメニューや深夜電力メニューをお使いのお客様 等

(注) 2016年4月の電力小売全面自由化後も消費者保護のため、当面の間、料金規制が残る部門を「特定需要部門」、それ以外を「一般需要部門」という。

以上

別紙 1：一部お客様の電気料金改定のお願い

別紙 2：経営効率化の取組み

一部お客さまの電気料金改定のごお願い

2 0 1 7 年 1 1 月
北陸電力株式会社

1. 当社の経営状況
2. 電気料金改定の内容
3. お客さまへのご説明について
(参考) 主要料金単価表

1. 当社の経営状況

- ・当社は、2011年の東日本大震災以降、志賀原子力発電所が停止する中、全社を挙げて効率化に取り組み、現行料金を維持してまいりました。
- ・今年度においても、昨年度以上となる340億円の効率化を実施してまいりますが、個別経常利益の見通しは、80億円の損失となり、2年連続で過去最大の赤字が避けられない状況です。特に、高圧以上のお客さまおよび低圧の一部のお客さまが対象となる一般需要部門※は、燃料費等の可変費の増加影響を受けやすいため、収支が悪化しております。
- ・また、2018年度以降も、引き続き設備の高稼働・高経年化による修繕費の増加や、LNG火力発電所の運転開始に伴う減価償却費負担等により、厳しい収支が続くと見込まれます。
- ・一方、志賀原子力発電所については、可能な限り早期の再稼働を目指しておりますが、本年10月、安全性向上施策の工事完了時期を1年程度延長し、2017年度内から2018年度内に変更したことに加え、新規制基準への適合性確認審査に時間を要しており、再稼働時期の見通しが立っておりません。
- ・こうした厳しい経営状況を総合的に勘案した結果、2017年度の配当については、中間配当の無配に続き、期末配当も無配の予想といたしました。
- ・以上のような状況では、安定的な事業運営に支障をきたしかねないことから、電気料金の値上げについて、具体的な検討を開始せざるを得ないと判断し、本年10月から検討を行ってまいりましたが、この程、2018年4月1日から、一部のお客さまについて、電気料金の値上げをお願いすることといたしました。
- ・値上げをお願いさせていただくことになるお客さまには、ご負担をおかけすることになり、誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※特定需要部門：一般家庭(オール電化住宅を除く)および小規模な工場・商店等のお客さま【契約口数：約169万口(2016年度末時点)当社全体の約8割】

・低圧で受電されているお客さまのうち、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力、農事用電力のお客さま

一般需要部門：特定需要部門以外のお客さま【契約口数：約45万口(2016年度末時点)当社全体の約2割】

・高圧および特別高圧で受電されているお客さま

・低圧で受電されているお客さまのうち、オール電化住宅向けメニューや深夜電力メニューをお使いのお客さま 等

(注) 2016年4月の電力小売全面自由化後も消費者保護のため、当面の間、料金規制が残る部門を「特定需要部門」、それ以外を「一般需要部門」といいます。

2. 電気料金改定の内容（効率化の織込み）

- ・当社は、2016年度に、320億円程度の効率化を達成しておりますが、今回、一部お客さまの電気料金改定をお願いさせていただくにあたり、更なる効率化に努めてまいります。
- ・具体的には、2018年度以降、2016年度実績より人件費や修繕費の削減を60億円程度深掘りし、380億円程度の効率化を目指してまいります。

<経営効率化の概要> ※効率化額は、現行料金[2008年改定]対比

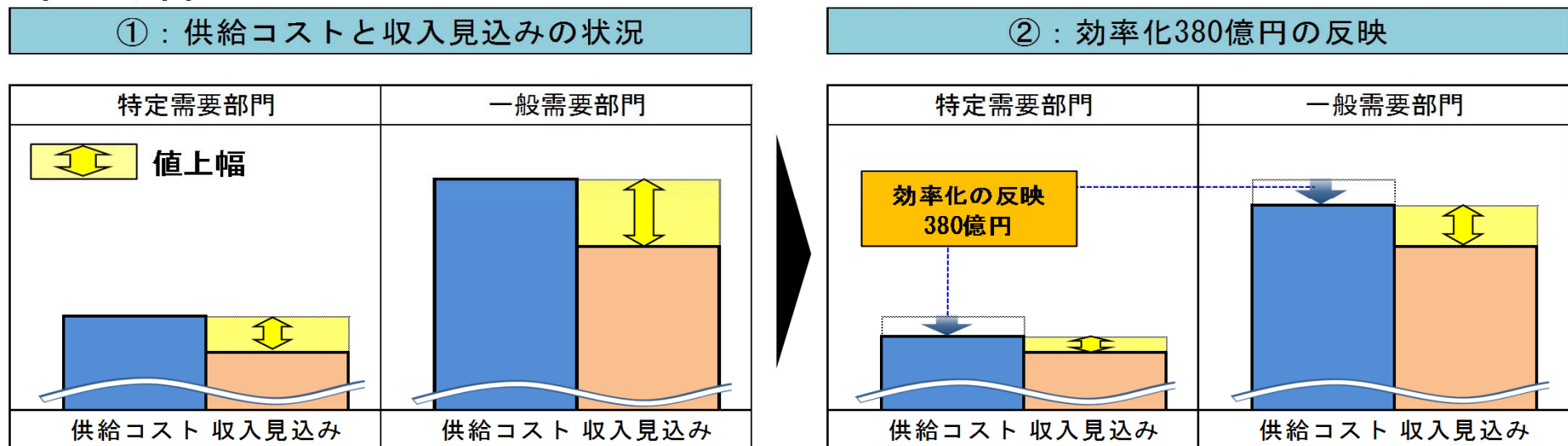
項 目		内 容	効率化額※
からの 2016年度 継続 施策	人件費・諸経費等の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・役員、従業員の年収水準引下げ等 ・施策の取捨選択等による諸経費全般の削減 	320億円
	需給運用の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・工法変更等による石炭火力発電所の定期点検期間短縮による燃料費の削減 ・経済性に優れた電源の活用 ・低コストな近距離ソース炭の利用拡大による燃料費の削減 ・供給余力を最大限活用した卸電力取引所への販売 	
	資材調達価格の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・工事仕様の見直し、競争入札や共同調達等多様な調達方策活用による調達価額の低減▲7% 	
更なる 深掘り	人件費の更なる削減	<ul style="list-style-type: none"> ・役員、従業員の年収水準の更なる引下げ ・保健館(保養所)の廃止等の福利厚生制度の見直し ・業務の集約化等による労働生産性の向上 	60億円
	修繕費の更なる削減	<ul style="list-style-type: none"> ・安定供給を確保したうえで、設備の補修時期や点検時期の見直し 	
経営効率化額 計			380億円

2. 電気料金改定の内容（特定需要部門の現行料金維持）

- ・ 特定需要部門、一般需要部門別に必要なコストを算定したところ、下図①のとおり両部門とも必要なコストが現行料金の収入見込みを上回るようになります。
- ・ 特に、一般需要部門は、コストに占める燃料費等の可変費※の割合が特定需要部門より高く、原子力停止等により増加した可変費の影響を受けやすい構造であることから、必要なコストが現行料金の収入見込みを大幅に上回る状況となります。
- ・ 供給コスト低減のため、380億円の効率化を反映いたしましても、下図②のとおり両部門とも供給コストが現行料金の収入見込みを上回ります。

※燃料費等、販売電力量に応じて増減する費用

<イメージ図>



<コストの部門別配分基準：「みなし小売電気事業者特定小売料金算定規則」を準用>

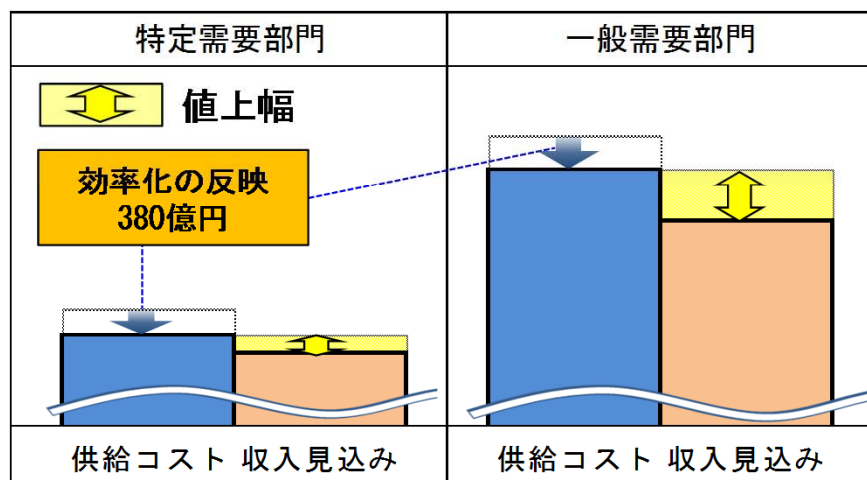
- ・ 供給コストは、供給電圧・電気の使用実態等の負荷の特性を反映した基準に基づいて、特定需要部門／一般需要部門に公平に配分しております。
- ・ 値上幅を抑制するための効率化額についても、供給コスト同様、特定需要部門／一般需要部門に公平に配分しております。

2. 電気料金改定の内容（特定需要部門の現行料金維持）

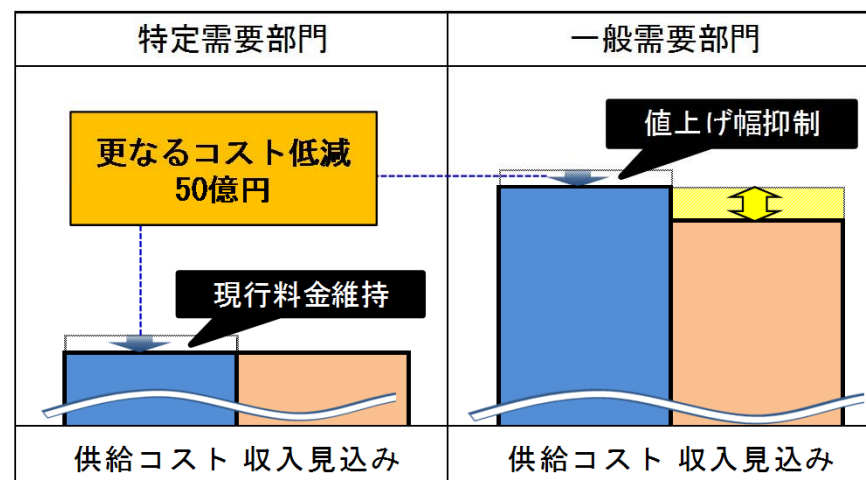
- ・コスト算定においては、380億円の効率化に、「更なるコスト低減」50億円を加えた合計430億円のコスト削減を前提とすることで、可能な限り値上げ幅の抑制を図りました。
- ・この結果、下図③のとおり特定需要部門については、現行料金を維持し、一般需要部門のお客さまについても、値上げ幅を抑制いたしました。
- ・一般需要部門のお客さまについては、誠に申し訳ございませんが、2018年4月1日から電気料金の値上げをお願いさせていただくことといたしました。
- ・なお、値上げ後も、当社の電気料金は全国的にみて低廉な水準であると考えております。

<イメージ図>

②：効率化380億円の反映



③：更なるコスト低減の反映



2. 電気料金改定の内容（値上げをお願いさせていただくご契約）

- ・今回、値上げをお願いさせていただくご契約については以下のとおりとなります。

〈値上げをお願いさせていただくご契約〉

① 高圧・特別高圧のご契約（※1）のお客さま

② 以下の低圧のご契約のお客さま

- ・くつろぎナイト12
- ・エルフナイト8（※2）
- ・エルフナイト10（※2）
- ・エルフナイト10プラス（※2）
- ・深夜電力A・B・C・D（※2）
- ・ホワイトプラン電力Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ
- ・低圧蓄熱調整契約（※2）

※1 農事用電力を除きます。

※2 新規の受付を停止させていただいております。

（参考）現行料金を維持させていただくご契約

従量電灯、公衆街路灯、定額電灯、臨時電灯、低圧電力（※3）、臨時電力（※4）、農事用電力、節電とくとく電灯（※3）、高負荷率電灯（※3）、低圧電力Ⅱ（※3）、低圧季節別時間帯別電力（※3）

※3 2018年4月に一部のご契約条件（力率割引・割増しの廃止等）を見直しさせていただきます。なお、低圧電力は、低圧蓄熱調整契約を併せてご契約の場合に限ります。（詳細は10頁）

※4 低圧のご契約に限ります。

2. 電気料金改定の内容（値上げの方法）

- ・ 今回の値上げの主な要因は、原子力発電所の停止等に伴い、燃料費等の可変費が増加していることによります。
 - ・ 可変費はご使用電力量に応じて変動することから、1 kWhあたりの増加コストを現行の電力量料金単価を中心に上乘せさせていただくことといたしました。
 - ・ なお、現行料金では、原子力発電所の順調な稼働を前提に負荷平準化の観点から、夜間時間帯の料金を割安に設定してまいりました。
 - ・ しかしながら、原子力発電所の停止により、燃料コストの高い火力発電で代替せざるを得ないため、夜間時間帯の料金の値上げ幅を大きくさせていただくことといたしました。
- ※燃料費調整制度における、基準燃料価格および基準単価については、変更いたしません。

〈電気料金の算定例〉



2. 電気料金改定の内容 (法人お客さまの値上げ影響のモデルケース)

- 法人（高圧・特別高圧）お客さまの主なご契約メニューにおける、値上げ影響のモデルケースは以下のとおりです。

	ご使用形態 (契約種別)	契約電力 (電圧)	ご使用量 (月間)	月間 稼働時間	見直し前 (月間)	見直し後 (月間)	値上げ額 (月間)	値上げ率
業務用 お客さま	事務所 (業務用電力)	100kW (高圧)	15,000kWh	150時間	約33万円	約35万円	約2万円	6.0%
	商業施設 (業務用電力)	500kW (高圧)	125,000kWh	250時間	約228万円	約244万円	約16万円	7.1%
産業用 お客さま	中規模工場 (高圧電力B)	500kW (高圧)	175,000kWh	350時間	約277万円	約300万円	約23万円	8.2%
	大規模工場 (特別高圧電力) ※60/70kV供給	3,000kW (特別高圧)	1,200,000kWh	400時間	約1,749万円	約1,906万円	約157万円	9.0%

※電気料金には、消費税等相当額、平成29年12月分の燃料費調整額および平成29年5月以降の再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。

※基本料金は力率100%、電力量料金は「その他季」単価で算定しております。

※月間稼働時間＝ご使用量(月間)÷契約電力。なお、月間稼働時間の上限の目安は720時間(1日24時間×1か月30日)です。

※実際にお支払いいただく電気料金は、月間稼働時間、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金により変動する場合があります。

2. 電気料金改定の内容 (オール電化住宅向けメニューのモデルケース)

- ・オール電化住宅向けメニューにおける、値上げ影響のモデルケースは以下のとおりです。
- ・オール電化住宅向けメニューは、季節や時間帯等によって異なる電力量料金単価を設定することにより、割安な時間帯に電気のご使用を移行していただくことで、電気料金の低減が可能となるメニューです。
(注) エルフナイト10プラスは、新規の受付を停止させていただいております
- ・7頁のとおり、原子力発電所停止の影響を受けて、夜間時間帯の電力量料金の値上げ幅を大きくさせていただいております。

	契約容量	ご使用量 (月間)	見直し前 (月間)	見直し後 (月間)	値上げ額 (月間)	値上げ率
くつろぎ ナイト12	10kVA	710kWh	14,566円	15,317円	751円	5.2%
エルフナイト 10プラス 【新規受付停止済】	9kVA	870kWh	14,596円	16,019円	1,423円	9.7%

※季節ごとの使用電力量の変動が大きいため、1年間の影響額を1月あたりに平均化して記載しています。

・くつろぎナイト12: 夏季38kWh、他季141kWh、ウィークエンド101kWh、夜間430kWh

・エルフナイト10プラス: 夏季23kWh、他季70kWh、朝夕236kWh、夜間541kWh

(エルフVプランによる割引額および初回振替契約割引額を含みます。)

※電気料金には、消費税等相当額、平成29年12月分の燃料費調整額および平成29年5月以降の再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。

※実際にお支払いいただく電気料金は、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金により変動する場合があります。

2. 電気料金改定の内容（ご契約条件の見直し）

- ・このたびの料金の値上げに合わせて、2018年4月以降、一部のご契約条件を見直しさせていただきます。
- ・また、将来的に契約振込票および検針結果のお知らせの有料化、初回振替契約の廃止を予定しており、実施時期等の詳細については、改めてご案内させていただきます。

〈2018年4月以降実施させていただく主なご契約条件の見直し内容〉

項目	内容	対象のご契約
力率割引・割増し制度の廃止	力率に応じて適用させていただいている力率割引または割増しを廃止します	ホワイトプラン電力Ⅲ・Ⅳ、低圧電力Ⅱ、 低圧季節別時間帯別電力、 低圧蓄熱調整契約を適用している低圧電力
燃料費調整制度の見直し	燃料費調整単価を基準燃料価格の1.5倍を上限として算定する仕組みを廃止します	くつろぎナイト12、エルフナイト8、エルフナイト10、 エルフナイト10プラス、深夜電力A・B・C・D、 ホワイトプラン電力Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、 低圧蓄熱調整契約を適用している低圧電力、節電とくたく電灯、 高負荷率電灯、低圧電力Ⅱ、低圧季節別時間帯別電力

〈将来的に見直しを予定している内容〉

	項目	内容	対象のご契約
①	契約振込票の有料化	当社の振込票にて金融機関等を通じてお支払いをいただいているお客さまについて、振込票の発行手数料相当分を申し受けます	くつろぎナイト12、エルフナイト8、 エルフナイト10、エルフナイト10プラス、 深夜電力A・B・C・D、ホワイトプラン 電力Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、低圧蓄熱調整契約、 節電とくたく電灯、高負荷率電灯、 低圧電力Ⅱ、低圧季節別時間帯別電力
②	検針結果のお知らせの有料化	「電気ご使用量のお知らせ（検針票）」を書面により希望されるお客さまについて実費相当額を申し受けます	
③	初回振替契約の廃止	口座振替でお支払いをいただいているお客さまで、初回の振替で引落としされた場合は、翌月の電気料金から割引されていますが、割引を廃止します	エルフナイト8、エルフナイト10、 エルフナイト10プラス、 節電とくたく電灯、高負荷率電灯

3. お客さまへのご説明について

- ・お客さま全般に対し、値上げをお願いするに至った背景、経営効率化の取組み、値上げの内容、値上げ後の料金水準等を、ホームページ、お問い合わせ窓口設置等を通じてご説明してまいります。
- ・値上げ対象のお客さまには、法人およびご家庭等の低圧お客さま等それぞれに対し、文書の郵送、電話や訪問等を通じて丁寧な説明を行い、ご理解をいただけるよう努めてまいります。

(1) お客さま全般	
お客さま全般に対するご説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ、えるふぶらぎ（当社広報誌）、検針にあわせて配布するチラシにより、値上げをお願いするに至った背景、料金値上げの内容（値上げ対象、料金値上げ後の料金水準等）をご説明してまいります。
(2) 値上げ対象のお客さま	
法人のお客さまへのご説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 値上げをお願いするに至った背景、経営効率化の取組み、料金値上げの内容、料金値上げによる影響額等を、訪問や文書の郵送後の電話によりご説明してまいります。
ご家庭のお客さまへのご説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 値上げをお願いするに至った背景、料金値上げの内容、料金値上げによる影響額等を文書の郵送や検針にあわせて配布するチラシによりご説明してまいります。 ・ また、ご希望に応じ、訪問または当社PR施設等にて、料金値上げによる個別の影響額や節電・省エネ方法等、各種相談について、直接お客さまとご対面しながら説明させていただきます。
各種団体さまへのご説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業界団体をはじめとした各種団体や自治体に対し、訪問等を通じて、丁寧なご説明に努めてまいります。
お問い合わせへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ お問い合わせ窓口を設置し、お客さまからのお問い合わせやご意見に対し、丁寧な対応に努めてまいります。
(3) その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人のお客さまに対しては、「電気ご使用量照会サービス」のご提供、またご家庭のお客さまに対しては、北陸電力サービス会員制度「ほくリンク」の省エネ診断サービスにて、電気のご使用状況に応じた省エネアドバイス、最適料金メニューのご提案等、環境・お財布にやさしい電気の使い方をご提案いたします。 	

3. お客様へのご説明について

- ・最寄りの当社事業所窓口のほか、お問い合わせ窓口（専用ダイヤル）を設置し、お客さまからのお問い合わせやご意見に対し、丁寧な対応に努めてまいります。

〈お問い合わせ窓口〉

区分	電話番号(フリーダイヤル)	営業時間
法人のお客さま専用ダイヤル	0120-033386	・月～土 ・9～19時 ・祝日・年末年始除く
ご家庭用お客さま専用ダイヤル	0120-066639	・月～土 ・9～19時 ・祝日・年末年始除く

以上

(参 考)

主要料金単価表

今回の改定に伴い料金単価が変更となるメニューの見直し前後の料金単価および値上げ幅は、以下のとおりとなります（単価はいずれも消費税等相当額込み）。

○ 主としてご家庭向け

<くつろぎナイト 12（季節別時間帯別電灯[夜間 12 時間型]）>

料金の区分	単位	見直し前	見直し後	値上げ幅
基本料金				
最初の 10kVA まで	1 契約	1,620 円 00 銭	1,620 円 00 銭	—
10kVA をこえる 1kVA につき	1kVA	237 円 60 銭	237 円 60 銭	—
電力量料金				
昼間時間				
夏季料金	1kWh	33 円 96 銭	34 円 31 銭	35 銭
その他季料金	〃	24 円 26 銭	24 円 61 銭	35 銭
ウィークエンド時間	〃	18 円 93 銭	19 円 28 銭	35 銭
夜間時間	〃	10 円 76 銭	12 円 28 銭	1 円 52 銭

<エルフナイト 8（時間帯別電灯）>

新規受付停止済

料金の区分	単位	見直し前	見直し後	値上げ幅
基本料金				
6kVA 以下の場合	1 契約	1,188 円 00 銭	1,188 円 00 銭	—
6kVA をこえ 10kVA まで	〃	1,620 円 00 銭	1,620 円 00 銭	—
10kVA をこえる 1kVA につき	1kVA	237 円 60 銭	237 円 60 銭	—
電力量料金				
昼間時間				
最初の 90kWh まで	1kWh	21 円 46 銭	21 円 46 銭	—
90kWh をこえ 230kWh まで	〃	26 円 59 銭	26 円 59 銭	—
230kWh をこえる 1kWh につき	〃	28 円 72 銭	28 円 72 銭	—
夜間時間	〃	7 円 64 銭	8 円 99 銭	1 円 35 銭
通電制御型電気温水器割引額	1kVA	151 円 20 銭	廃止	—
通電制御型電気暖房器割引額	1kVA	86 円 40 銭	廃止	—
5 時間通電機器割引額	1kVA	151 円 20 銭	廃止	—
最低月額料金	1 契約	270 円 96 銭	廃止	—

< エルフナイト 10 (季節別時間帯別電灯 I) >

新規受付停止済

料金の区分	単位	見直し前	見直し後	値上げ幅
基本料金				
最初の 10kVA まで	1 契約	3,024 円 00 銭	3,024 円 00 銭	—
10kVA をこえる 1kVA につき	1kVA	302 円 40 銭	302 円 40 銭	—
電力量料金				
昼間時間				
夏季料金	1kWh	23 円 95 銭	24 円 60 銭	65 銭
その他季料金	〃	21 円 82 銭	22 円 47 銭	65 銭
夜間時間	〃	7 円 77 銭	10 円 90 銭	3 円 13 銭
エルフ V プラン (200 ボルト電化契約)	—	電力量料金を 10%割引 (割引上限額 3,240 円 00 銭/月)	昼間時間の電力量 料金を 10%、 夜間時間の電力量 料金を 15% それぞれ割引 (割引上限額 4,860 円 00 銭/月)	夜間時間の 割引率を拡大 割引上限額を 拡大
エルフ V あったかプラン (200 ボルト電化契約)	—	12~4 月分*の 電力量料金を 20%割引 (割引上限額 7,776 円 00 銭/月)	12~4 月分*の、 昼間時間の電力量 料金を 20%、 夜間時間の電力量 料金を 30% それぞれ割引 (割引上限額 11,664 円 00 銭/月)	夜間時間の 割引率を拡大 割引上限額を 拡大
エルフ S プラン (電化給湯厨房契約)	—	電力量料金を 5%割引 (割引上限額 1,620 円 00 銭/月)	電力量料金を 5%割引 (割引上限額 1,620 円 00 銭/月)	—

※毎年、11月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までのご使用分です。

< エルフナイト 10 プラス (季節別時間帯別電灯Ⅱ) >

新規受付停止済

料金の区分	単位	見直し前	見直し後	値上げ幅
基本料金				
6kVA 以下の場合	1 契約	1,188 円 00 銭	1,188 円 00 銭	—
6kVA をこえ 10kVA まで	〃	1,620 円 00 銭	1,620 円 00 銭	—
10kVA をこえる 1kVA につき	1kVA	237 円 60 銭	237 円 60 銭	—
電力量料金				
昼間時間				
夏季料金	1kWh	33 円 30 銭	33 円 95 銭	65 銭
その他季料金	〃	30 円 32 銭	30 円 97 銭	65 銭
朝夕時間	〃	21 円 15 銭	21 円 80 銭	65 銭
夜間時間	〃	7 円 77 銭	10 円 90 銭	3 円 13 銭
エルフ V プラン (200 ボルト電化契約)	—	夏季昼間時間を除く電力量料金を 10% 割引 (割引上限額 3,240 円 00 銭/月)	その他季昼間時間および朝夕時間の電力量料金を 10%、夜間時間の電力量料金を 15% それぞれ割引 (割引上限額 4,860 円 00 銭/月)	夜間時間の割引率を拡大 割引上限額を拡大
エルフ V あったかプラン (200 ボルト電化契約)	—	12~4 月分*の電力量料金を 20% 割引 (割引上限額 7,776 円 00 銭/月)	12~4 月分*の、昼間時間および朝夕時間の電力量料金を 20%、夜間時間の電力量料金を 30% それぞれ割引 (割引上限額 11,664 円 00 銭/月)	夜間時間の割引率を拡大 割引上限額を拡大
エルフ S プラン (電化給湯厨房契約)	—	夏季昼間時間を除く電力量料金を 5% 割引 (割引上限額 1,620 円 00 銭/月)	夏季昼間時間を除く電力量料金を 5% 割引 (割引上限額 1,620 円 00 銭/月)	—

※毎年、11 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までのご使用分です。

<深夜電力>

新規受付停止済

料金の区分	単位	見直し前	見直し後	値上げ幅
【A】(夜間8時間型)	1契約	894円57銭	1,029円57銭	135円00銭
【B】(夜間8時間型)				
基本料金	1kW	259円20銭	259円20銭	—
電力量料金	1kWh	7円64銭	8円99銭	1円35銭
通電制御型夜間蓄熱式機器割引率		最大15%	廃止	—
【C】(夜間10時間型)				
基本料金	1kW	280円80銭	280円80銭	—
電力量料金	1kWh	7円77銭	10円90銭	3円13銭
【D】(夜間5時間型)				
基本料金	1kW	194円40銭	226円80銭	32円40銭
電力量料金	1kWh	6円28銭	8円39銭	2円11銭

<ホワイトプラン電力>

新メニュー設定に伴い、2018年5月末を以て新規受付停止

料金の区分	単位	見直し前	見直し後	値上げ幅
【I】(19時間通電型)				
基本料金				
最初の2月まで1月につき	1kW	1,274円40銭	1,274円40銭	—
2月をこえる1月につき	〃	475円20銭	475円20銭	—
電力量料金	1kWh	9円40銭	10円91銭	1円51銭
【II】(19時間通電型)				
基本料金				
最初の2月まで1月につき	1kW	432円00銭	432円00銭	—
2月をこえる1月につき	〃	216円00銭	216円00銭	—
電力量料金	1kWh	16円84銭	18円35銭	1円51銭
【III】(22時間通電型)				
基本料金				
最初の3月まで1月につき	1kW	2,030円40銭	2,030円40銭	—
3月をこえる1月につき	〃	594円00銭	594円00銭	—
電力量料金	1kWh	10円13銭	11円64銭	1円51銭
【IV】(22時間通電型)				
基本料金				
最初の3月まで1月につき	1kW	1,177円20銭	1,177円20銭	—
3月をこえる1月につき	〃	507円60銭	507円60銭	—
電力量料金	1kWh	24円10銭	25円61銭	1円51銭

<低圧蓄熱調整契約>

新規受付停止済

料金の区分	単位	見直し前	見直し後	値上げ幅
蓄熱単価	1kWh	5円84銭	7円68銭	1円84銭

○ 法人お客さま向け（高圧供給の場合）

< 業務用電力 >

料金の区分	単位	見直し前	見直し後	値上げ幅
基本料金	1kW	1,555 円 20 銭	1,555 円 20 銭	—
電力量料金				
夏季料金	1kWh	11 円 55 銭	12 円 85 銭	1 円 30 銭
その他季料金	〃	10 円 56 銭	11 円 86 銭	1 円 30 銭

< 業務用季節別時間帯別電力 >

料金の区分	単位	見直し前	見直し後	値上げ幅
基本料金	1kW	1,555 円 20 銭	1,555 円 20 銭	—
電力量料金				
ピーク時間	1kWh	14 円 25 銭	14 円 68 銭	43 銭
昼間時間				
夏季料金	〃	13 円 59 銭	14 円 02 銭	43 銭
その他季料金	〃	12 円 33 銭	12 円 76 銭	43 銭
夜間時間	〃	7 円 74 銭	9 円 90 銭	2 円 16 銭

< 高圧電力 A（契約電力 500kW 未満） >

料金の区分	単位	見直し前	見直し後	値上げ幅
基本料金	1kW	1,285 円 20 銭	1,285 円 20 銭	—
電力量料金				
夏季料金	1kWh	11 円 86 銭	13 円 16 銭	1 円 30 銭
その他季料金	〃	10 円 82 銭	12 円 12 銭	1 円 30 銭

< 季節別時間帯別電力 A（契約電力 500kW 未満） >

料金の区分	単位	見直し前	見直し後	値上げ幅
基本料金	1kW	1,285 円 20 銭	1,285 円 20 銭	—
電力量料金				
ピーク時間	1kWh	15 円 36 銭	15 円 79 銭	43 銭
昼間時間				
夏季料金	〃	14 円 66 銭	15 円 09 銭	43 銭
その他季料金	〃	13 円 18 銭	13 円 61 銭	43 銭
夜間時間	〃	7 円 74 銭	9 円 90 銭	2 円 16 銭

< 高圧電力 B（契約電力 500kW 以上） >

料金の区分	単位	見直し前	見直し後	値上げ幅
基本料金	1kW	1,555 円 20 銭	1,555 円 20 銭	—
電力量料金				
夏季料金	1kWh	10 円 60 銭	11 円 90 銭	1 円 30 銭
その他季料金	〃	9 円 68 銭	10 円 98 銭	1 円 30 銭

< 季節別時間帯別電力 B (契約電力 500kW 以上) >

料金の区分	単位	見直し前	見直し後	値上げ幅
基本料金	1kW	1,555 円 20 銭	1,555 円 20 銭	—
電力量料金				
ピーク時間	1kWh	13 円 17 銭	13 円 60 銭	43 銭
昼間時間				
夏季料金	〃	12 円 55 銭	12 円 98 銭	43 銭
その他季料金	〃	11 円 15 銭	11 円 58 銭	43 銭
夜間時間	〃	7 円 74 銭	9 円 90 銭	2 円 16 銭

○ 法人お客さま向け (特別高圧供給の場合)

< 業務用特別高圧電力 (20kV または 30kV 供給) >

料金の区分	単位	見直し前	見直し後	値上げ幅
基本料金	1kW	1,539 円 00 銭	1,539 円 00 銭	—
電力量料金				
夏季料金	1kWh	10 円 75 銭	12 円 05 銭	1 円 30 銭
その他季料金	〃	9 円 81 銭	11 円 11 銭	1 円 30 銭

< 業務用特別高圧季節別時間帯別電力 (20kV または 30kV 供給) >

料金の区分	単位	見直し前	見直し後	値上げ幅
基本料金	1kW	1,539 円 00 銭	1,539 円 00 銭	—
電力量料金				
ピーク時間	1kWh	13 円 01 銭	13 円 44 銭	43 銭
昼間時間				
夏季料金	〃	12 円 41 銭	12 円 84 銭	43 銭
その他季料金	〃	11 円 23 銭	11 円 66 銭	43 銭
夜間時間	〃	7 円 58 銭	9 円 74 銭	2 円 16 銭

< 特別高圧電力 (60kV または 70kV 供給) >

料金の区分	単位	見直し前	見直し後	値上げ幅
基本料金	1kW	1,512 円 00 銭	1,512 円 00 銭	—
電力量料金				
夏季料金	1kWh	9 円 82 銭	11 円 12 銭	1 円 30 銭
その他季料金	〃	8 円 97 銭	10 円 27 銭	1 円 30 銭

<特別高圧季節別時間帯別電力（60kV または 70kV 供給）>

料金の区分	単位	見直し前	見直し後	値上げ幅
基本料金	1kW	1,512 円 00 銭	1,512 円 00 銭	—
電力量料金				
ピーク時間	1kWh	12 円 00 銭	12 円 43 銭	43 銭
昼間時間				
夏季料金	〃	11 円 46 銭	11 円 89 銭	43 銭
その他季料金	〃	10 円 16 銭	10 円 59 銭	43 銭
夜間時間	〃	7 円 42 銭	9 円 58 銭	2 円 16 銭

(注)

【共通】

夏 季 : 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

その他季 : 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

休日等 : 日曜日、祝日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。

【くつろぎナイト12】

昼間時間 : 毎日午前8時から午後8時までの時間をいいます。ただし、休日等および土曜日の該当する時間を除きます。

ウィークエンド[※]時間 : 休日等および土曜日の午前8時から午後8時までの時間をいいます。

夜間時間 : 昼間時間およびウィークエンド[※]時間以外の時間をいいます。

【エルフナイト8】

昼間時間 : 毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

夜間時間 : 昼間時間以外の時間をいいます。

【エルフナイト10】

昼間時間 : 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

夜間時間 : 昼間時間以外の時間をいいます。

【エルフナイト10プラス】

昼間時間 : 毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、一部を除く休日等の該当する時間を除きます。

朝夕時間 : 一部を除く休日等以外の毎日午前8時から午前10時までおよび午後5時から午後10時までの時間ならびに一部を除く休日等の午前8時から午後10時までの時間をいいます。

夜間時間 : 昼間時間および朝夕時間以外の時間をいいます。

【深夜電力】

深夜電力AおよびB

: 毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、電気をお送りします。

深夜電力C : 毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間を限り、電気をお送りします。

深夜電力D : 毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、電気をお送りします。

【ホワイトプラン電力】

ホワイトプラン電力Iおよびホワイトプラン電力II

: 毎日午後4時から翌日の午前11時までの時間を限り、電気をお送りします。

ホワイトプラン電力IIIおよびホワイトプラン電力IV

: 毎日午前11時から午前12時および午後1時から午後4時までの時間帯のうちの2時間を除いた22時間を限り、電気をお送りします。

【低圧蓄熱調整契約】

昼間時間 : 毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

夜間時間 : 昼間時間以外の時間をいいます。

【業務用季節別時間帯別電力、季節別時間帯別電力 A、季節別時間帯別電力 B、業務用特別高圧季節別時間帯別電力、特別高圧季節別時間帯別電力】

ピーク時間 : 夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。

ただし、休日等の該当する時間を除きます。

昼間時間 : 毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

ただし、ピーク時間および休日等の該当する時間を除きます。

夜間時間 : ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(その他) 新たな料金メニューの設定について

(1) 新たに設定するメニュー

融雪などのためにご使用いただく電気について、ピーク時間帯における供給遮断の無いより使いやすい以下のメニューを設定いたします。

- ホワイトプラン電力Ⅰ (24時間通電型)：高稼働の融雪用電熱需要向けメニュー
- ホワイトプラン電力Ⅱ (24時間通電型)：低稼働の融雪用電熱需要向けメニュー
- ホワイトプラン電力Ⅲ (24時間通電型)：高稼働の融雪用動力需要向けメニュー
- ホワイトプラン電力Ⅳ (24時間通電型)：低稼働の融雪用動力需要向けメニュー

(2) 実施日

2018年6月1日

(3) 料金単価 (消費税等相当額込み)

料金の区分	単位	料金単価
ホワイトプラン電力Ⅰ (24時間通電型)		
基本料金		
最初の2月まで1月につき	1kW	1,274円40銭
2月をこえる1月につき	〃	475円20銭
電力量料金	1kWh	11円13銭
ホワイトプラン電力Ⅱ (24時間通電型)		
基本料金		
最初の2月まで1月につき	1kW	432円00銭
2月をこえる1月につき	〃	216円00銭
電力量料金	1kWh	18円57銭
ホワイトプラン電力Ⅲ (24時間通電型)		
基本料金		
最初の3月まで1月につき	1kW	2,030円40銭
3月をこえる1月につき	〃	594円00銭
電力量料金	1kWh	11円86銭
ホワイトプラン電力Ⅳ (24時間通電型)		
基本料金		
最初の3月まで1月につき	1kW	1,177円20銭
3月をこえる1月につき	〃	507円60銭
電力量料金	1kWh	25円83銭

(4) その他

- 従来のホワイトプラン電力をご契約のお客さまが本メニューへの切り替えを希望され、お客さまの内線設備を改修する工事が必要となる場合は、工事にかかる費用をお客さまにご負担していただきます。
- 従来のホワイトプラン電力の新規受付は、原則として、2018年5月末をもって、停止させていただきます。

以上

経営効率化の取組み

2 0 1 7 年 1 1 月
北陸電力株式会社

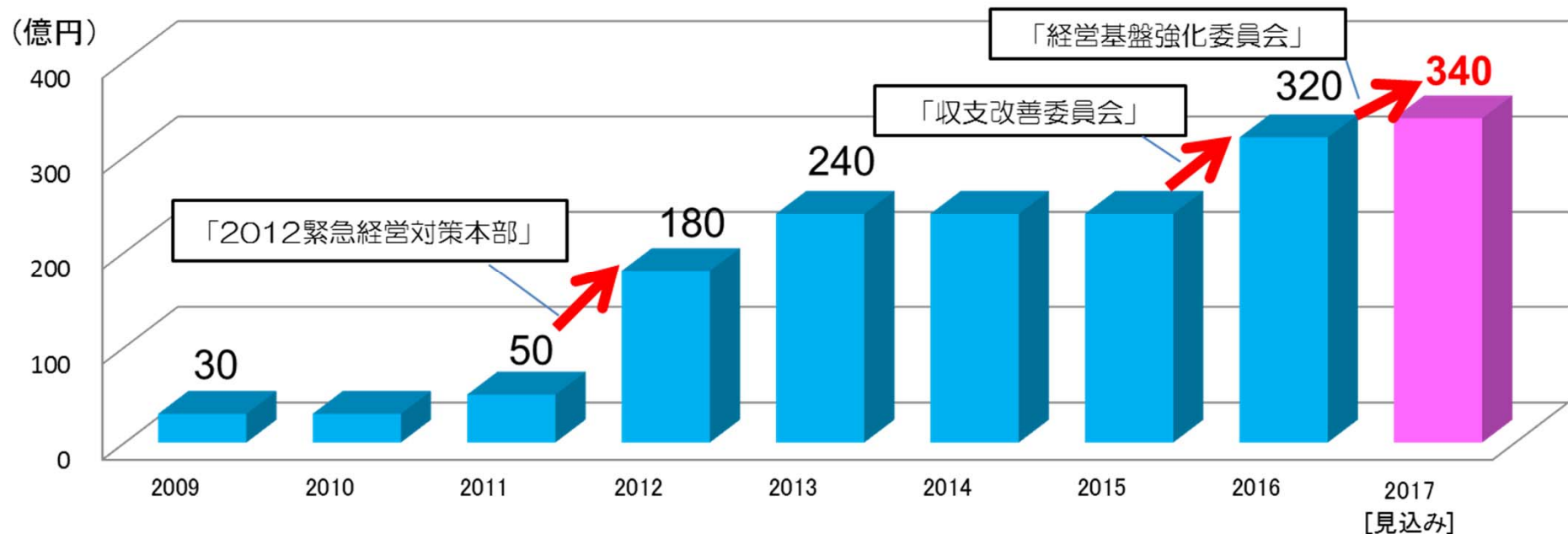
1. 震災以降の取組み
2. 今後取り組む経営効率化の概要
 - (1) 人件費の効率化
 - (2) 需給関連費用の効率化
 - (3) 修繕費・設備関連費用の効率化

【参考】 資材調達価格低減の具体的な取組み事例

1. 震災以降の取組み

- ・ 当社は、2011年の東日本大震災以降、原子力発電所の停止に伴う厳しい経営環境において、電気料金の値上げを回避すべく、「2012緊急経営対策本部」を設置し、組織の垣根を越えた徹底的な効率化に一丸となって取り組んでまいりました。
- ・ 2015年度に、電力小売全面自由化開始を見据えた競争力強化を目指し「収支改善委員会」を立ち上げ、効率化の深掘りに取り組んだ結果、2016年度には、資材調達価格の7%低減等により320億円程度まで効率化を拡大いたしました。
- ・ 2017年度は、2016年度までの効率化に加え、本年4月に設置した「経営基盤強化委員会」で検討を行った効率化施策により、更に20億円程度深掘りすることで、340億円程度の効率化を目指して取り組んでおります。

<震災以降の効率化額推移>



2. 今後取り組む経営効率化の概要

- ・ 当社は、2016年度に、320億円程度の効率化を達成しておりますが、今回、一部お客さまの電気料金改定をお願いさせていただくにあたり、更なる効率化に努めてまいります。
- ・ 具体的には、2018年度以降、2016年度実績より人件費や修繕費の削減を60億円程度深掘りし、380億円程度の効率化を目指してまいります。

<経営効率化の概要> ※効率化額は、現行料金[2008年改定]対比

項 目		内 容	効率化額※
からの 2016年度 継続 施策	人件費・諸経費等の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員、従業員の年収水準引下げ等 ・ 施策の取捨選択等による諸経費全般の削減 	320億円
	需給運用の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工法変更等による石炭火力発電所の定期点検期間短縮による燃料費の削減 ・ 経済性に優れた電源の活用 ・ 低コストな近距離ソース炭の利用拡大による燃料費の削減 ・ 供給余力を最大限活用した卸電力取引所への販売 	
	資材調達価格の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事仕様の見直し、競争入札や共同調達等多様な調達方策活用による調達価額の低減▲7% 	
更なる 深掘り	人件費の更なる削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員、従業員の年収水準の更なる引下げ ・ 保健館(保養所)の廃止等の福利厚生制度の見直し ・ 業務の集約化等による労働生産性の向上 	60億円
	修繕費の更なる削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定供給を確保したうえで、設備の補修時期や点検時期の見直し 	
経営効率化額 計			380億円

2. 今後取り組む経営効率化の概要（費目別）

- ・ 今回の電気料金改定にあたっては、今後の事業運営に必要となる供給コストのみを織り込んでおります。その上で、今後取り組む380億円程度の効率化を反映し、更なるコスト低減を図っております。
- ・ 今回の供給コスト算定に反映した効率化の費目別内訳は以下のとおりです。

<供給コスト算定に反映した経営効率化内訳> ※効率化額は、現行料金[2008年改定]対比

	2018-2020年度 平均	主な内容
人件費	90億円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員、従業員の年収水準引下げ等 ・ 保健館(保養所)の廃止等の福利厚生制度見直し ・ 業務の集約化等による労働生産性の向上
需給関連費	120億円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近距離ソース炭の利用拡大、石炭火力の定期点検期間短縮 ・ 経済性に優れた電源の活用 ・ 供給余力を最大限活用した卸電力取引所への販売
修繕費・ 設備関連費用	90億円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資材調達低減▲7%（競争発注効果や工事の仕様・工法の見直し） ・ 安定供給を確保した上での修繕費の更なる削減（定期点検周期見直し等）
その他経費	80億円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸経費全般の削減 ・ 資材調達低減▲7%（競争発注効果）
合計	380億円	

(1) 人件費の効率化① [役員数、役員報酬の削減]

- ・ 当社はこれまで、役員数および役員報酬の削減に取り組んでまいりました。
- ・ 役員数は、2017年6月より、これまで以上に責任の明確化と意思決定の迅速化を図るため、社内取締役を1名削減しております。
- ・ また、役員報酬についても、厳しい経営状況を踏まえ、従来からの減額幅を更に拡大いたします。

<役員数の削減>

■2005年6月

- ・ 執行役員制導入により取締役数6名削減（17名→11名）

■2015年6月

- ・ 外部の視点から経営に対する監督機能を強化するため、社外取締役を3名選任（0名→3名）
- ・ 一方で社内取締役を1名削減しスリム化（11名→10名）

■2017年6月

- ・ これまで以上に責任の明確化と意思決定の迅速化を図るため、社内取締役を1名削減（10名→9名）

<役員報酬の削減>

■2012年4月～2017年1月

- ・ 取締役の年間報酬額の20%程度を減額

■2017年2月～

- ・ 役員報酬の減額幅拡大
（会長・社長：年間報酬額の40%程度、社内取締役平均：年間報酬額の30%程度）

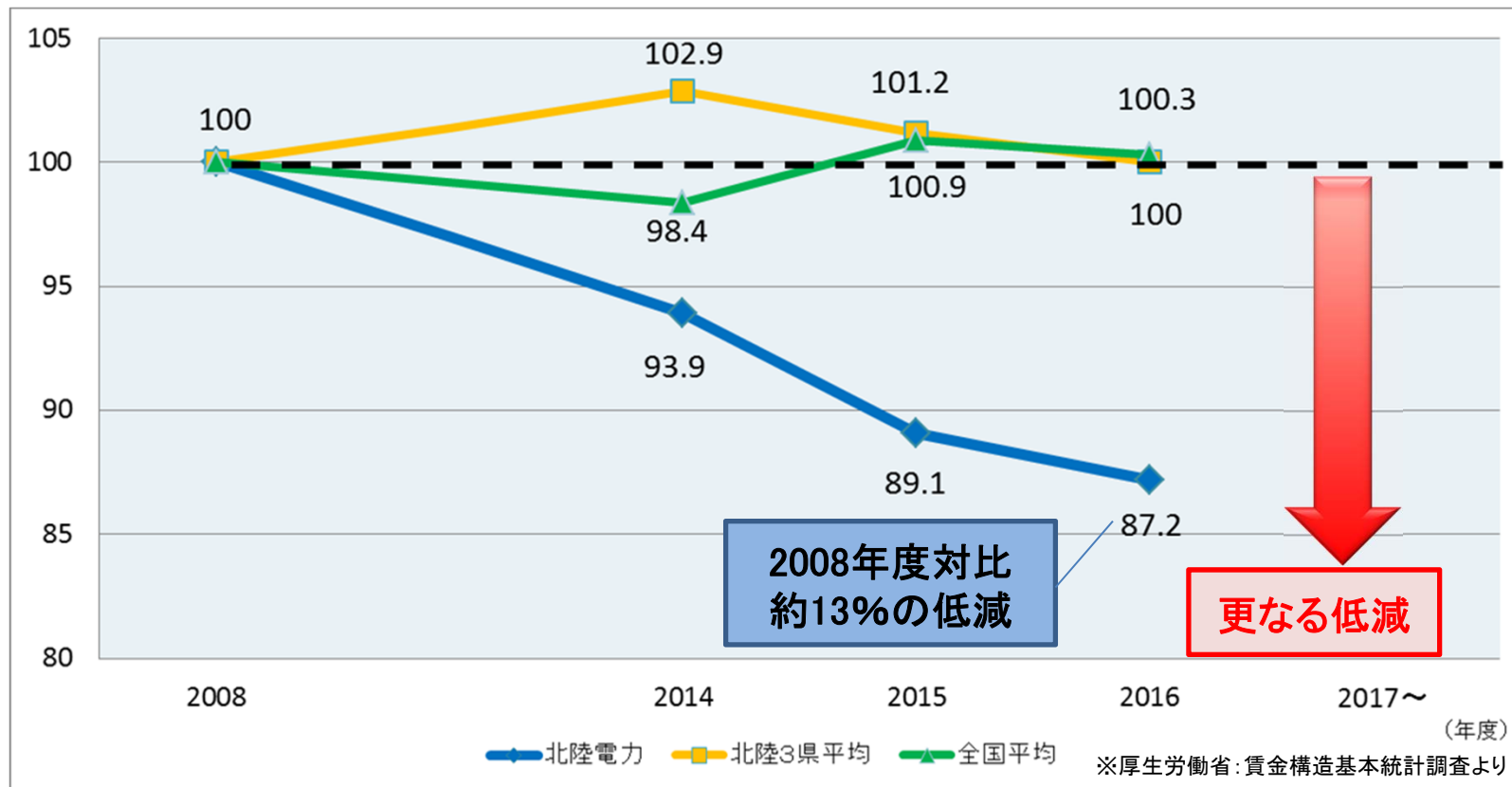
■2018年4月～

- ・ 役員報酬の減額幅拡大
（会長・社長：年間報酬額の50%程度、社内取締役平均：年間報酬額の40%程度）

(1) 人件費の効率化② [年収水準の低減]

- ・ 当社はこれまで、震災以降の厳しい収支状況を踏まえ、従業員の年収水準低減に取り組み、2016年度には、2008年度[現行料金]対比で年収水準を約13%低減いたしました。
- ・ 今回、電気料金改定をお願いさせていただくにあたり、他の効率化深掘り施策に先駆け、2017年度より、人件費の更なる低減について取り組んでまいります。

<2008年の水準を100とした場合の当社・北陸3県（富山・石川・福井）・全国平均水準>



(1) 人件費の効率化③

- ・ 当社はこれまで、年収水準の引下げ・福利厚生制度の縮小を行ってまいりましたが、電気料金改定をお願いさせていただくにあたり、年収水準の更なる引下げおよび労務諸制度の見直しについて、11月27日、労働組合に対し申入れを行いました。
- ・ また、引き続き業務効率化に取り組み、更なる労働生産性の向上にも取り組んでまいります。

<年収水準の引下げ>

- ・ 役員、従業員の年収水準の更なる引下げ

<労務諸制度の見直し>

主な取り組み内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健館の廃止 ・ 持株助成の削減 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> (2017年度に取り組んだ施策の継続実施) 福利厚生制度等の一部見直し ・教育旅費の引下げ等 </div>

<業務の集約化等による労働生産性の向上>

項目	主な取り組み内容
業務の廃止、簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巡視、点検業務の効率的実施 等
業務の外注化拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社宅、合宿所管理の一部委託化 等
業務の集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業業務の集約化 等

(2) 需給関連費用(燃料費、購入・販売電力料)の効率化①

8

- ・ これまで、石炭火力発電所の定期点検期間短縮、低コストな近距離ソース炭の利用拡大、水力発電電力量の拡大による燃料費の低減に努めてまいりました。
- ・ 2018年度には富山新港火力発電所においてコンバインドサイクル発電※によるLNG(液化天然ガス)火力発電導入を予定しており、燃料費の更なる低減効果が見込まれます。

※ガスタービンと蒸気タービンを組み合わせた発電設備。従来の蒸気タービンでの発電と比較して熱効率が高く、エネルギーの有効活用が可能。

< LNG火力発電の導入 >

- ・ 2018年11月の運転開始に向け、安全を最優先に建設工事を着実に推進してまいります。
- ・ 2016年12月に、マレーシアLNG社との間でLNG売買契約を締結し2018年3月からの燃料受入に向け、準備を進めております。

【設備概要】

LNG発電設備	発電出力 : 42.47万kW × 1基
	発電方式 : コンバインドサイクル発電
	発電端熱効率 : 約59%(低位発熱量基準)
LNG燃料設備	タンク容量 : 18万kℓ × 1基
	タンク型式 : プレストレストコンクリート地上式
	気化器形式 : オープンラック式(海水加温)
LNGバース	受入船クラス : 15万 ³ m ³ 級
	バース型式 : 杭式ドルフィン



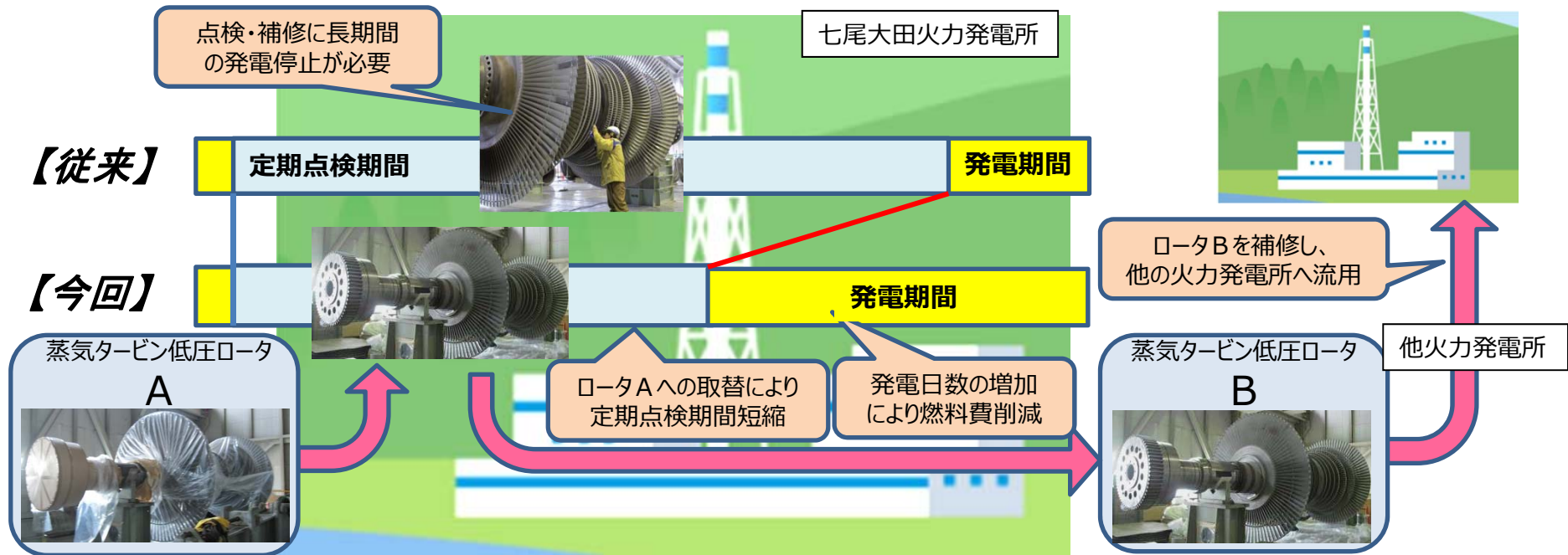
富山新港火力発電所LNG1号機イメージ図

(2) 需給関連費用(燃料費、購入・販売電力料)の効率化②

9

<石炭火力発電所の定期点検期間短縮による燃料費削減>

- ・七尾大田火力発電所2号機蒸気タービン低圧ロータ等の点検・補修方法の見直し等により、定期点検期間を短縮することで石油火力の焚き増し燃料費の低減を図ってまいります。



「七尾大田火力発電所2号機蒸気タービン低圧ロータ等の点検・補修方法の見直しによる事例」

- ・蒸気タービン低圧ロータ、発電機ロータは、運転開始以来19年が経過し、当初計画では、大規模な点検・補修により長期間の定期点検(約120~150日)を要し、代替として燃料費の高い石油火力を稼働する必要がありました。
- ・ロータを予め用意するロータへ取替することにより、定期点検期間の短縮が可能となり、安価な石炭火力の発電日数が増加するため、燃料費の削減が図られます。また、取り外したロータを補修のうえ他の火力発電所へ流用することにより本事例と同様に他の火力発電所においても定期点検期間の短縮が可能となり、燃料費の削減が図られます。

(2) 需給関連費用(燃料費、購入・販売電力料)の効率化③

10

<近距離ソース炭の利用拡大>

- ・従来、豪州の銘柄を中心に石炭を調達してまいりましたが、近距離ソース炭の利用拡大により、更なる燃料調達コストの低減に取り組んでまいります。

<水力発電電力量の拡大>

- ・河川維持放流水の活用による維持流量発電所の新設や、既存水力発電所での水車ランナ取替等の設備改修等により、水力発電所の出力増加を行いました。
- ・2016年4月には、27年ぶりの新規開発となる片貝別又発電所の運転を開始いたしました。
- ・今後、水力発電電力量の更なる拡大に向け、取り組んでまいります。

<水力発電電力量の拡大(2007年度対比)>



〔運転を開始した片貝別又発電所〕



〔片貝別又発電所の概要〕

発電所出力	4,500kW
発電電力量	約1,830万kWh/年
最大出力 運転開始	2016年4月
CO ₂ 削減量	1.07万t-CO ₂ /年程度

(3) 修繕費・設備関連費用の効率化① [資材調達価格低減]

- ・ 資材調達価格7%低減を目標に、工事の仕様・工法の見直しや競争発注比率の拡大に引き続き取り組んでおります。
- ・ 競争発注比率については、多様な調達方策の活用等により、2016年度には57%まで向上しております。

<競争発注比率拡大に向けた取組み>

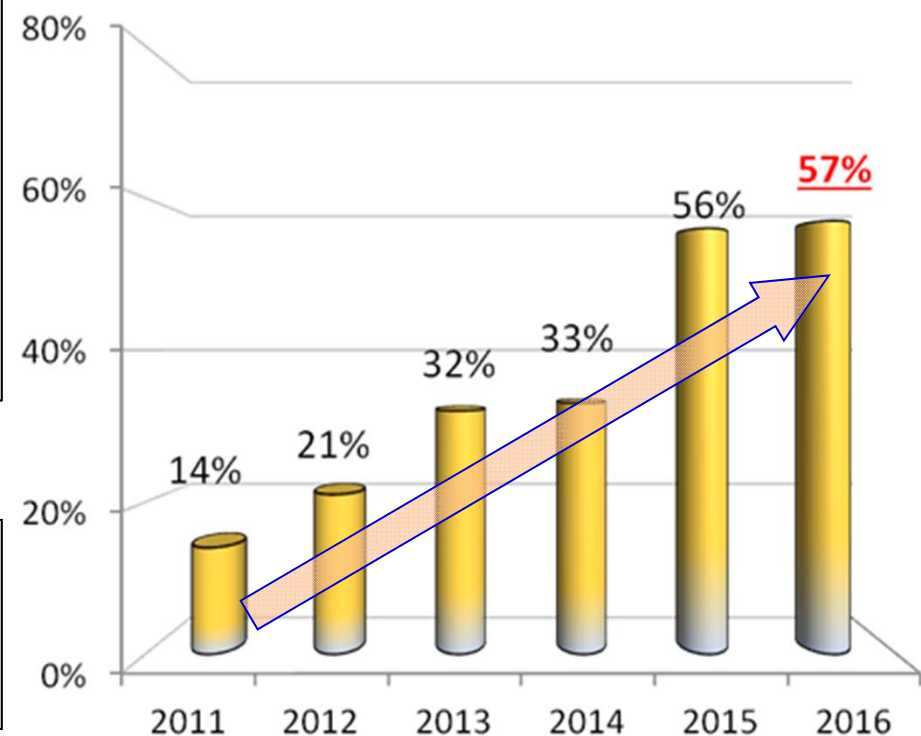
調達対象毎に最適な調達方策を採用し、競争発注比率拡大を推進してまいります。

- ・ 競争入札（ターゲットプライス方式）
- ・ 順位配分競争
- ・ まとめ競争
- ・ 技術提案型競争（VE提案型競争）
- ・ 共同調達 等

<仕様・工法の見直し>

新材料採用による工法見直しやリスク分析による点検頻度の削減等によるコスト低減を引き続き実施してまいります。

<競争発注比率の推移>



(3) 修繕費・設備関連費用の効率化② [修繕費の更なる削減]

12

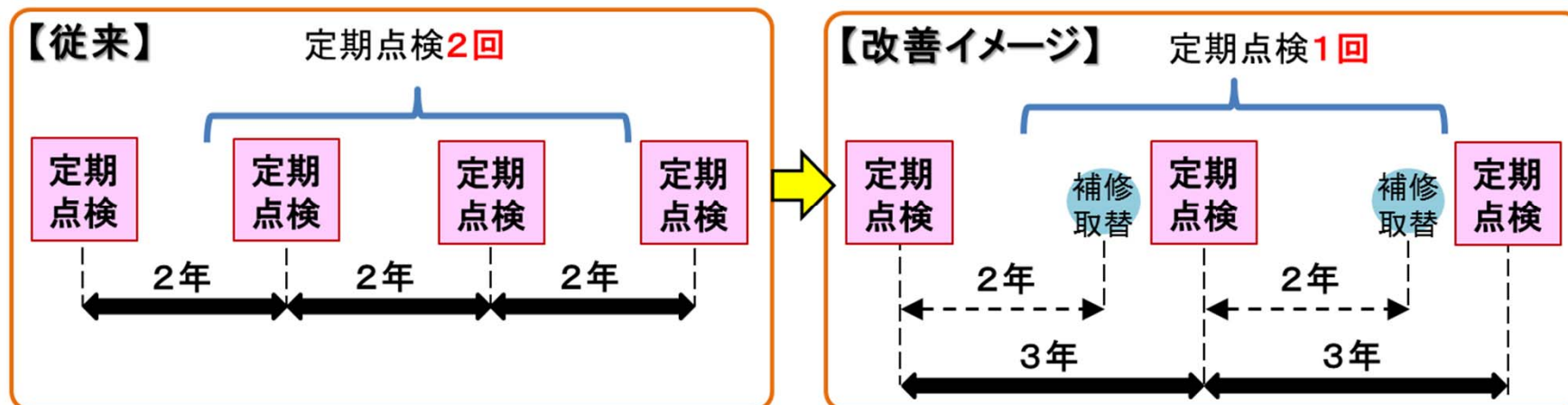
- ・ 修繕費については、資材調達価格低減に加え、定期点検周期の延伸等の取組みにより更なる削減を目指してまいります。
- ・ なお、修繕費の削減にあたっては、安定供給に支障が無いよう、設備への影響を見極めた上で、慎重に実施してまいります。

[削減検討対象とした主な修繕工事]

- ・ 火力発電所の定期点検、水車・管路の補修、鉄塔・電線(付属品含む)や構造物基礎の補修、建物関連(外壁補修、塗装、防水等)の補修 等

<火力発電所の定期点検周期延伸に向けた取組み>

- ・ 従来、2年周期を基本に定期点検を実施してまいりましたが、設備の状態を見極め、点検周期の延伸に向けて取り組み、点検回数低減による修繕費の削減や発電所停止日数短縮による設備利用率の向上を図ってまいります。
- ・ また、点検周期延伸による設備の故障リスクや経済性を総合的に評価した上で、最適な点検周期を設定し、更なるコスト削減を図ってまいります。
- ・ なお、従来同様、2年ごとに必要最低限の補修・取替を行い、設備の保安水準を確保してまいります。



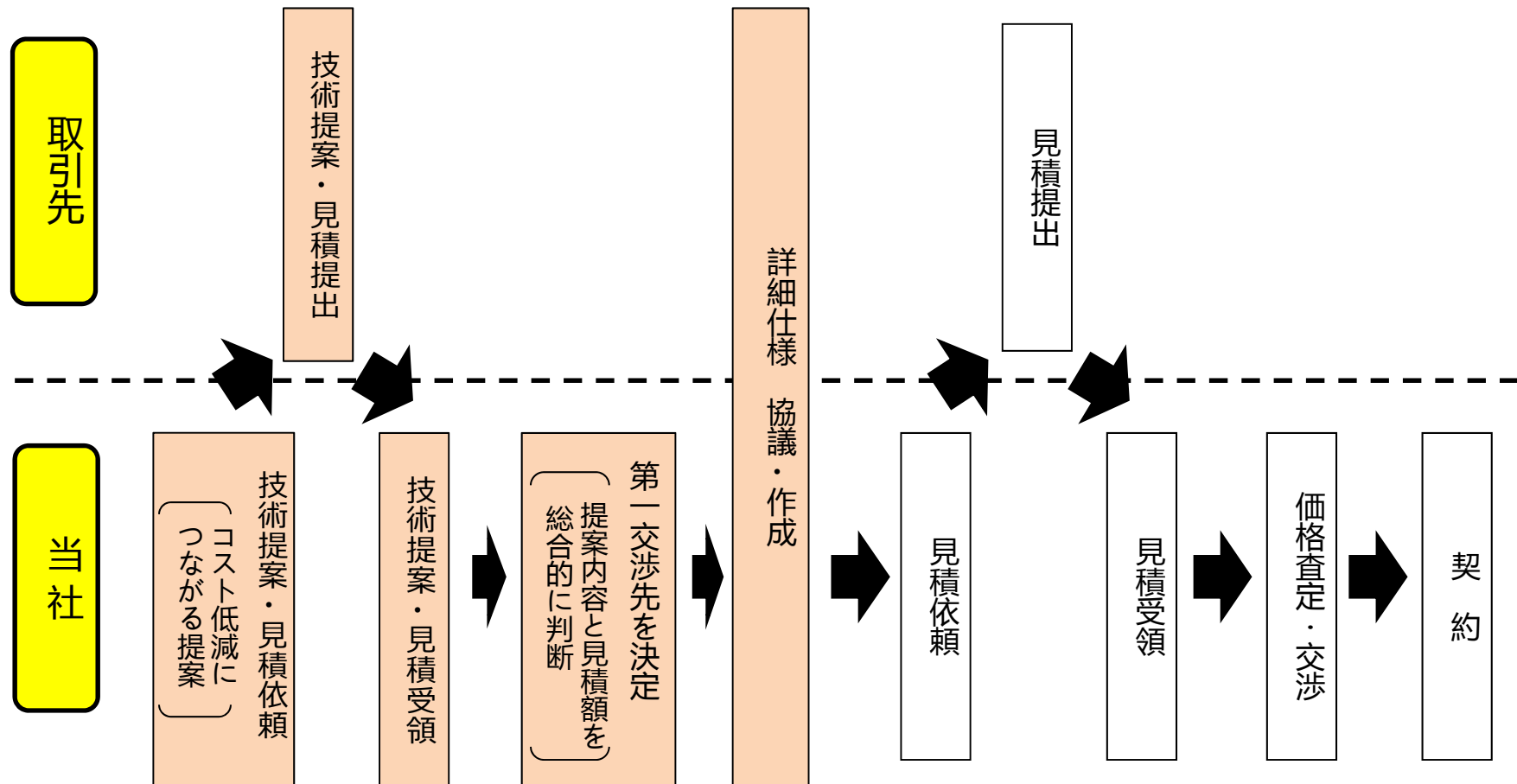
(余 白)

【参考】 資材調達価格低減の具体的な取組み事例

- ・ 設備の機能を低下させずにコストダウンを可能とする技術提案や見積の提出を取引先に求め詳細仕様等に反映させることでコスト低減を図っております。

＜至近の適用事例＞

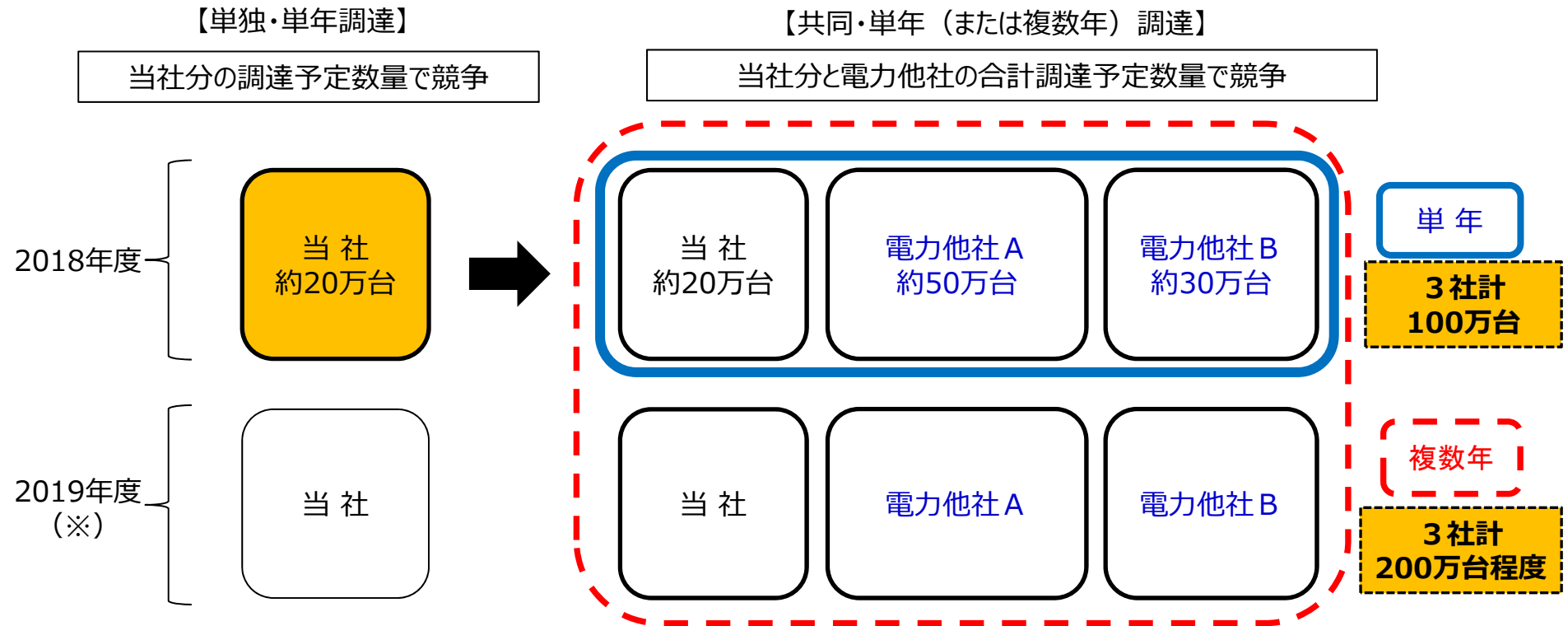
- ・ 富山新港火力発電所LNG 1号機における発電設備（発電機他）・LNG基地（LNGタンク他）
- ・ 高圧スマートメーター用収集システム開発および通信ユニット調達



【競争発注比率拡大：事例②】 共同調達による価格低減

・他の電力会社と調達予定数量（単年または複数年分）を共同で競争することにより、スケールメリットを活かした購入価格の低減を図っております。
＜至近の適用事例＞
・スマートメーター

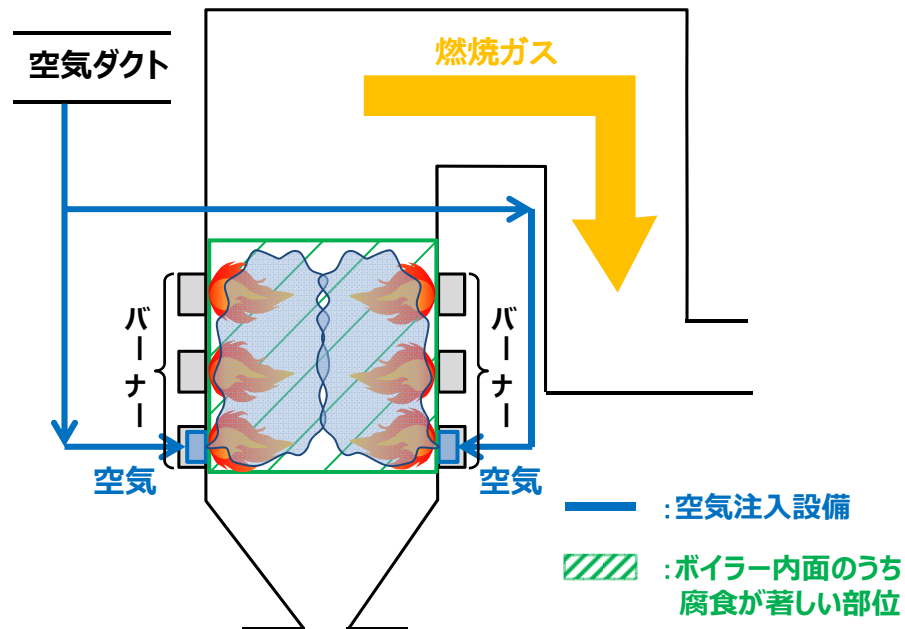
＜共同調達のイメージ＞



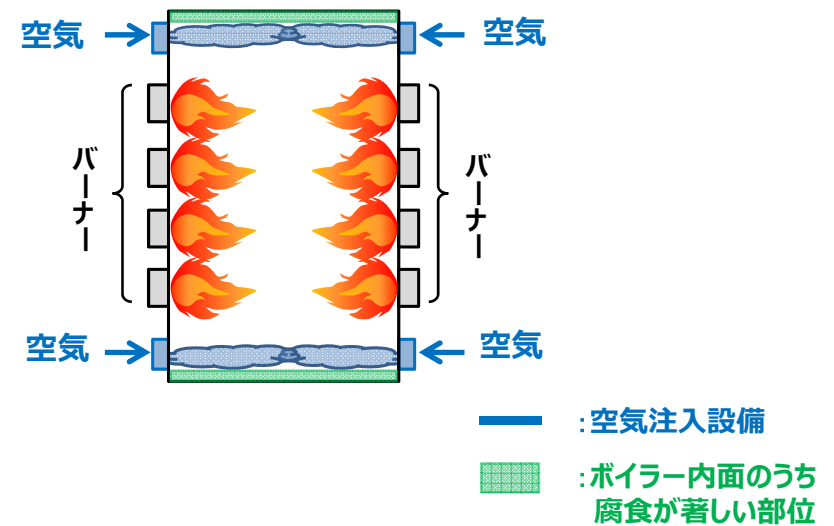
※2018年度と同程度の調達予定数量と仮定した場合

共同調達予定数量は約100万台（複数年の場合は200万台程度）となり、当社単独・単年調達時に比べ**スケールメリットによる購入価格の低減**が期待できる

- ・ 石炭火力発電所では、燃焼に伴って発生する腐食性ガスの影響によりボイラー内面が腐食するため、定期点検時に補修を行っております。
- ・ 腐食が著しいボイラー内面近傍に送風し空気の壁をつくることで、腐食性ガスのボイラー内面への接触を低減させ、これによりボイラー内面の腐食を抑制することで、補修に要するコスト低減を図っております。



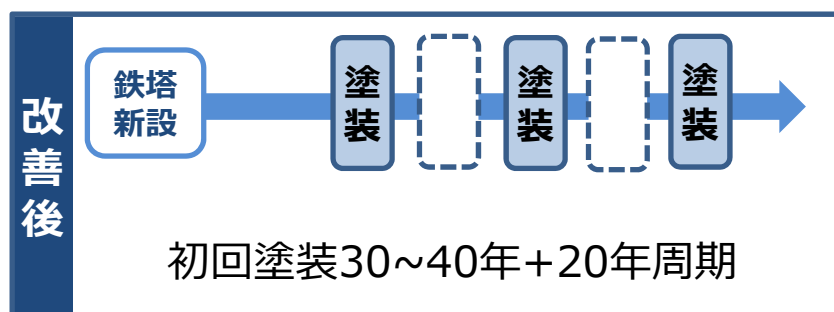
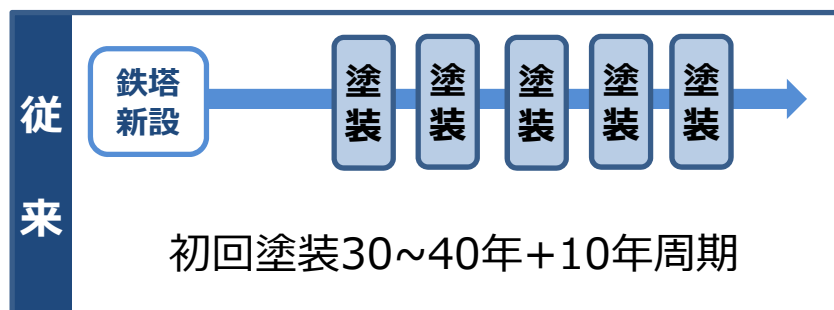
【ボイラーを横から見た図】



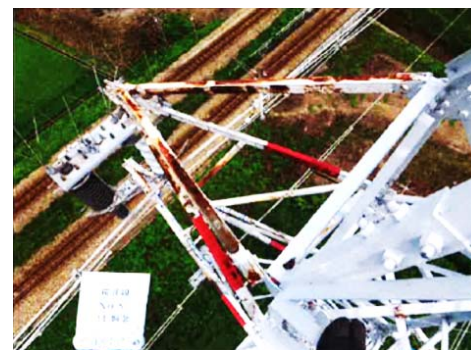
【ボイラーを上から見た図】

- ・ 鉄塔は、経年劣化により錆が発生するため、定期的に塗装を行い、延命化を図っております。塗装は、2回塗り（下塗り＋上塗り）を基本としておりますが、腕金部（右下図参照）は、作業停電時間の制約から1回塗り（上塗りのみ）となる場合があり、塗装周期を短くすることで対応してまいりました。
- ・ 新たに錆面への浸透性、速乾性に優れた下塗材を採用することにより、作業停電時間内の2回塗りが可能となり、腕金部の塗装周期を長くすることで、コスト低減および作業停電回数減少による供給信頼度向上を図っております。

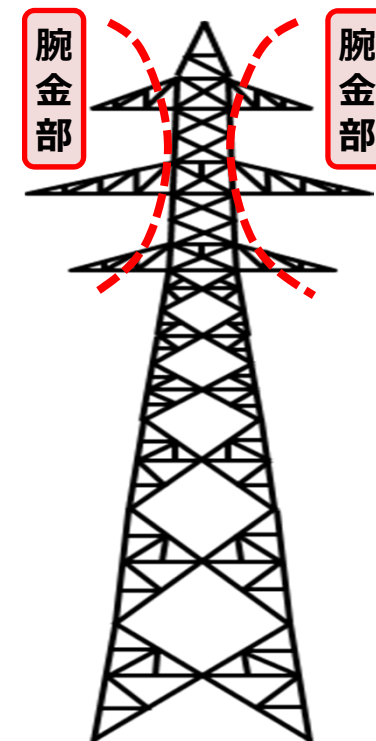
＜防錆塗装周期（腕金部分）＞



＜発錆状況＞



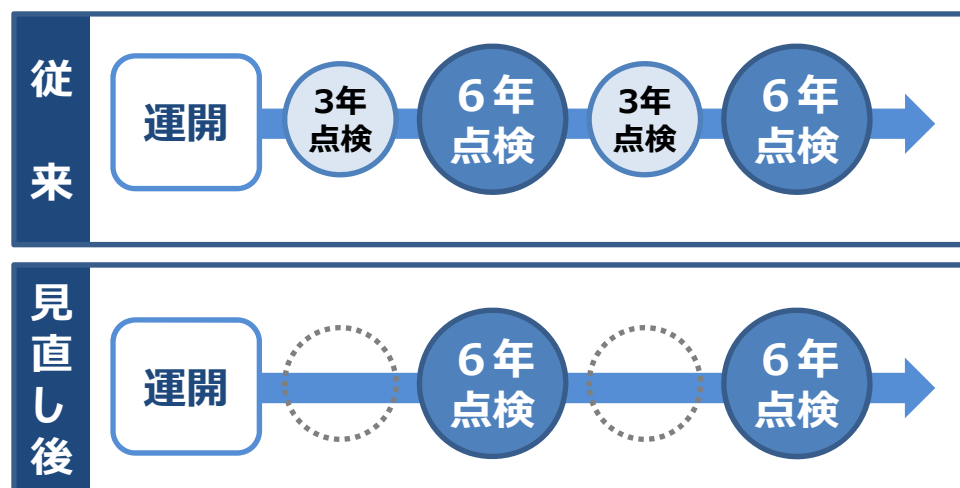
腕金部の塗装には作業停電が必要



- ・ 従来、開閉器の開閉試験は3年毎に実施しておりました。
- ・ 過去のトラブル実績および点検頻度削減によるリスク等の分析の結果、開閉試験の省略が可能と判断できたことから、点検頻度の削減により、保守費用の低減を図っております。

対象機器		点検頻度		見直し対象機器の割合	除外機器
		従来	見直し後		
開閉器	遮断器	3年	6年	61%	6kV 遮断器、 油入遮断器
	断路器	高信頼度形	12年		
		上記以外	6年		

例：開閉器の3年点検（開閉試験）省略



以上